

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第61回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月4日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 渡辺委員長、安納委員長代理、小針委員、田中委員
（事務室） 折山室長、高月主任調査員、永田調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
厚生年金事案の審議に当たって、申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金保険の被保険者期間等の訂正の必要があるとのあっせん案件を10件決定した。
また、厚生年金事案3件については、記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、3月11日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第60回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月4日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 高橋部会長、杵渕部会長代理、大越委員、唐木田委員
（事務室） 折山室長、椎名室次長、鈴木主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
 - (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、4件の事案について納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、3月11日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第39回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月5日（木）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員

（事務局） 折山室長、椎名室次長、川村主任調査員ほか

4. 議 題

（1） 受付状況の報告

（2） 事案の検討

（3） その他

5. 会議経過

（1） 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。

（2） 厚生年金事案1件、国民年金事案2件については、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案を決定した。

また、厚生年金事案1件、国民年金事案3件については年金記録の訂正の必要はないと判断した。

（3） 次回は、3月12日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第62回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月11日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 渡辺委員長、安納委員長代理、小針委員、田中委員
（事務局） 椎名室次長、高月主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
厚生年金事案の審議に当たって、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金保険の被保険者期間等の訂正の必要があるとのあっせん案3件を決定した。
また、厚生年金事案2件については、記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、3月19日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第 61 回）議事要旨

1. 日 時 平成 21 年 3 月 11 日（水） 9 時 30 分から 12 時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎 3 階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 高橋部会長、杵渕部会長代理、大越委員、唐木田委員

（事務局） 折山室長、鈴木主任調査員ほか

4. 議 題

(1) 受付状況の報告

(2) 事案の検討

(3) その他

5. 会議経過

(1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案 1 件を決定するとともに、2 件の事案について納付記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) 次回は、3 月 18 日（水）9 時 30 分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第40回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月12日（木）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員
（事務室） 折山室長、椎名室次長、川村主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 厚生年金事案1件については年金記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、3月19日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第62回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月18日（水）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 高橋部会長、杵渕部会長代理、大越委員、唐木田委員
（事務局） 椎名室次長、鈴木主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 受付状況の報告
- (2) 事案の検討
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件の事案について納付記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) 次回は、3月25日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月19日（木）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 安納委員長代理、小針委員、田中委員

（事務局） 折山室長、椎名室長、高月主任調査員ほか

4. 議 題

（1） 受付状況の報告

（2） 事案の検討

（3） その他

5. 会議経過

（1） 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たって、申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。

（2） 部会として、厚生年金事案1件については、記録の訂正の必要はないと判断した。

（3） 次回は、3月25日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第41回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月19日（木）13時30分から16時15分
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員
（事務室） 折山室長、椎名室次長、川村主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 厚生年金事案1件、国民年金事案2件については、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案を決定した。
また、厚生年金事案1件については年金記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、3月27日（金）14時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第一部会（第64回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月25日（水）9時30分から12時
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 渡辺委員長、安納委員長代理、小針委員、田中委員
（事務室） 折山室長、高月主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
厚生年金事案の審議に当たって、申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定した。
 - (3) 次回は、4月8日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第二部会（第63回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月25日（水）9時30分から12時

2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室

3. 出席者

（部 会） 高橋部会長、杵渕部会長代理、大越委員、唐木田委員
（事務局） 椎名室次長、鈴木主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 受付状況の報告
- (2) 事案の検討
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。

国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定した。

(3) 次回は、4月8日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認栃木地方第三者委員会第三部会（第42回）議事要旨

1. 日 時 平成21年3月27日（金）14時から16時30分
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階 共用会議室
3. 出席者
（部 会） 橋本部会長、加藤部会長代理、松浦委員、大久保委員
（事務室） 折山室長、椎名室次長、川村主任調査員ほか
4. 議 題
 - (1) 受付状況の報告
 - (2) 事案の検討
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 社会保険庁に再調査が申し立てられた事案についての審議を行った。
国民年金事案の審議に当たっては、申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
厚生年金事案の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているかなどについて議論が行われた。
 - (2) 厚生年金事案1件、国民年金事案1件については、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案を決定した。
また、厚生年金事案1件、国民年金2件については年金記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) 次回は、4月9日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕